

令和6年度 税制改正 ～消費税～

～国外事業者等における事業者免税点制度の特例等の見直し～

令和6年度税制改正が行われました。消費税の改正のうち、国外事業者等における事業者免税点制度の特例の見直しについてご紹介させていただきます。

国外事業者等における事業者免税点制度の特例等の見直し

(1) 国外事業者における「特定期間の課税売上高による納税義務の免除の特例」の見直し

基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、消費税の納税義務が免除されないこととされていますが、この特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできることとされています。

今回の改正により、国外事業者については、「特定期間」における1,000万円の判定を、**給与等支払額の合計額により行うことはできないこととされました。**このため、国外事業者においては、「特定期間」における課税売上高が1,000万円を超える場合、給与等支払額の合計額にかかわらず、納税義務は免除されないこととなります。

<適用開始時期>

この改正は**令和6年10月1日以後**に開始する課税期間から適用されます。

(2) 外国法人が国内において事業を開始した場合の納税義務の免除の特例の見直し

その事業年度の基準期間がない法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人は、当該事業年度に含まれる各課税期間の納税義務が免除されません。また、資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満であっても、当該事業年度開始の日において下記(3)の特定新規設立法人の要件を満たす法人は、当該各課税期間の納税義務が免除されません。

今回の改正により、その事業年度の基準期間がある外国法人が、当該基準期間の末日の翌日以後に、国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合には、当該事業年度は基準期間がないものとみなすこととされました。

このため、当該事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である場合並びに資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満であって下記3の特定新規設立法人の要件を満たす場合は、当該事業年度に含まれる各課税期間の納税義務が免除されないこととされました。

<適用開始時期>

この改正は**令和6年10月1日以後**に開始する課税期間から適用されます。

(3) 「特定新規設立法人の納税義務の免除の特例」における判定対象者に係る金額基準の見直し

その事業年度の基準期間がない法人で、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人（新規設立法人）のうち、次の①、②のいずれにも該当するもの（特定新規設立法人）については、当該特定新規設立法人の基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されないこととされています。

①	その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合（特定要件）に該当すること
②	上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者（判定対象者）について、当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間（基準期間相当期間）において、（国内における）課税売上高が5億円を超えていること

今回の改正により、上記②の要件について、「判定対象者」の「基準期間相当期間」における課税売上高が5億円を超える場合**又は売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額が、国外におけるものも含め50億円を超える場合**とされました。

<適用開始時期>

この改正は**令和6年10月1日以後**に開始する課税期間から適用されます。

(4) 恒久的施設を有しない国外事業者における簡易課税制度及び2割特例の適用の見直し

その課税期間の初日において恒久的施設（PE）を有しない国外事業者は、簡易課税制度及び適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対する税額控除に関する負担軽減措置（2割特例）の適用を受けられないこととされました。

<適用開始時期>

この改正は**令和6年10月1日以後**に開始する課税期間から適用されます。

※ 適用開始前に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合であっても、令和6年10月1日以後に開始する課税期間の初日において恒久的施設（PE）を有しない場合には、簡易課税制度の適用はありません。